

瑞廻審第5号
令和6年2月21日

瑞穂市長 森 和 之 様

瑞穂市廃棄物減量等推進審議会
会長 児玉 雄一


一般廃棄物処理基本計画の策定（改定）について（答申）

令和5年6月8日付け瑞環第165号で諮問のあった一般廃棄物処理基本計画の策定（改定）について、瑞穂市の廃棄物処理事業を取り巻く諸情勢を踏まえ、慎重に審議を重ね検討した結果、瑞穂市が一般廃棄物の処理に関する目標を15年間で着実に達成するため、今後の見通しや基本的な考え方を示す「瑞穂市第2次一般廃棄物処理基本計画」を別紙のとおり取りまとめたので、ここに答申します。

記

1 一般廃棄物「ごみ」処理基本計画策定（改定）について

瑞穂市は、前計画にて令和5年度末までに平成19年度比でごみ総排出量を27%削減する目標を掲げました。発生抑制のための取り組みとして、ごみ分別手引きの改訂などをホームページや広報誌を通じて情報提供、資源化のための取り組みとして、民間回収ルートによる資源化量の把握、収集などの取組として、空き容器回収機運用方法の見直しなどを行ってきましたが、令和4年度末の段階でごみ総排出量は22%削減となっており、目標が未達となる見込みです。

しかし、その他の目標を見ると、施策の効果の表れ方は一様でなく、令和4年度末の時点において、リサイクル率は30.4%であり目標を達成しています。

可燃ごみ組成調査結果によると、家庭から排出されるごみに含まれる資源は2割を超えており、プラスチック製容器包装と雑がみで占められています。これらのことから、ごみ減量の余地は大きく残されていると考えます。

この計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するよう求めます。

この計画の基本方針は、「脱炭素社会・循環経済の実現」としました。つきましては、瑞穂市がこの基本方針に則り、ごみ減量・資源化を推進することにより、総ごみ排出量の発生を可能な限り少なくするとともに、市民・事業者・行政の力で環境負荷の少ない持続可能な社会が形成できるよう、本計画を円滑に推進されることを望みます。